文部時報

9月号　　第864号

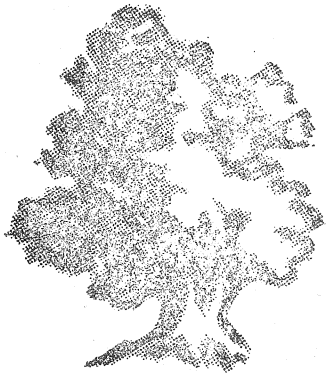

☆目　次☆

うごき
★学生問題について……加藤寛……1
社会教育法について……井内慶次郎……5
新制大学の技術教育について……中田正明……10
図書館職員養成所について……雨宮祐政……18
町の片すみ……阪本越郎……24
★海外の教育★
國際学生ゼミナールを通じての
平和教育……エリック・ワーナー・ジョンソン……26
"文化の日"のうた（入選歌詞）……28
書評……調査普及局調査課……30
★文部日誌……32
★文部省設置法・社会教育法・社会教育法施行令……33
★通達……50
★学校数一覧(一)……57
★重要通達事項一覧表・法令告示事項……58

1949年

社会教育法について

井内慶次郎

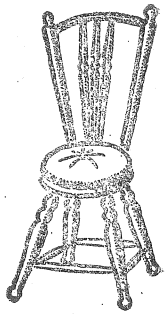

約二年間にわたる曲折を経て、昭和二十四年六月十日「社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)」が公布施行せられた。非常に廣範な社会教育を対象とした立法であり、かつその立法の時期が九原則実施の深刻な財政下における立法であったために、社会教育の当面する諸問題の根本的解決を一挙に期することはもちろん不可能なことではあるけれども、明治以降の近代日本教育史上において、社会教育がこゝにはじめて法的根拠を持ったことの意義は大いに強調されてしかるべきであろう。教育あるいは教育行政と云った場合、学校教育ないしは学校教育行政のみを念頭に浮べる人が多い実情であるが、社会教育の廣々とした分野に対する認識が、この法律の成立によってすこしでも強められ得るのではあるまいか。社会教育法案は参議院先議の法案であったが、参議院の文部委員会では、本法案の重要性にかんがみ、証人喚問の形式で、戸田貞三氏、神近市子女史ら約十名の社会教育に關する学識経験者から本法案に対する意見をきゝ、愼重審議の結果相当な修正を加えて衆議院に送付し、衆議院においては参議院の修正を了として五月二十二日両院通過の運びとなったのである。公民館の問題をはじめとして、社会教育の根本的な諸問題が熱心に審議されているのを傍聴しながら、このように國会において社会教育の問題がとりあげられたこと自体がすでに大きな意義を有していることを痛感したのである。

さて案を改めること二十數回ようやくにして成立したこ

の法律の根本を流れている考え方はいかなるものであろうか。それはおよそ社会教育の具体的活動は、國民相互の間において行われる自主的な自己教育活動であって、國や地方公共團体は、社会教育のいわゆる主体といったものになるのではなく、國民相互の間において行われる教育活動がもっともみのり豊かになるように側面から助長奨励するサービス機関たる役割をはたすものであるとする考え方である。これは従来の社会教育活動が、行政廳による行政活動と國民の間において行われる教育活動とを未分化のまゝ無反省に混合していた結果、眞に自主的な國民自身の力による社会教育が進展しにくかったことに対する深刻な反省である。この基本的な考え方を、この法律は

「國および地方公共團体は、……すべての國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」(第三條)

と表現しているのである。元来この法律の目的とするところは、第一條に明白なごとく、社会教育に関する國および地方公共團体の任務を明らかにするところにあるので、結局この法律の構想とでもいうべきものは、國や地方公共團体がどのようにして教育的環境を醸成してゆくかを具体的に規定してゆくことになるのである。このように考えてくると、全條文五十七ケ條のこの法律は、三つの重点を持っているといえる。すなわちまず第一に教育的環境を人的條件の面から醸成してゆくことであって、第二章の社会教育関係團体および第三章の社会教育委員の規定が主としてこれに該当するといえる。第二に物的條件ないし施設の面から教育的環境を醸成してゆくのであって、第四章の公民館および第五章の学校施設の利用の規定が主としてこれに該当するのである。第三は具体的な事業の面からであって、第六章の通信教育の規定が主として該当するわけである。以上述べてきたような立場から、各章別に重要と思われる問題をすこしく指摘してみよう。

第一章の総則は、國および地方公共團体の社会教育に関する任務を概括的に述べた規定であるが、教育委員会法第四十九條第十四号の「社会教育に関すること」を教育委員会がその事務とするということを、第五條、第六條において具体的にならべたものである。國の社会教育に関する事務については、文部省設置法に詳細な規定があるのでこゝにはあまり具体的にあげなかったのである。第一章中の中心となる規定はさきに引用した第三條の規定であることはいうまでもない。第九條において図書館および博物館に関して規定して、いずれも社会教育のための機関であるとされているが、その趣旨は図書館および博物館は單なる書庫、

倉庫の類でなく積極的に活動することによってその本来の社会教育的使命を果すことを期待する意味である。しかしながら、図書館、博物館については、その職員の任免資格とか養成所の問題とか相当詳細な規定が必要であり、さらに予算の問題その他未解決の問題が多くてこの法律の中にいれることができなかったので、ほかの法律に譲ることになったのである。

第二章は社会教育関係團体であるが、この法律でいう「社会教育関係團体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする公の支配に属さない團体で、法人であると否とを問わないのである(第十條)。「公の支配」と云うのは、憲法第八十九條の「公の支配」と同義であって、行政廳による特別の指揮監督をいうのである。さきに述べたところから明らかなように、國および地方公共團体の社会教育関係團体に対する役割は、社会教育関係團体を側面から助成して、いろ〳〵のサービスを行うことである。第十一條に規定するごとく、社会教育関係團体が自主的に行う諸事業を促進、助長するため、その求めに應じて、必要な専門的技術的指導または助言を與えたり、必要な物資の確保について援助を行ったりするのである。しかしその反面社会教育関係團体に対して不当に統制的支配を及ぼし、その事業に干渉を加えたり(第十二條)、または補助金を與えて財政面よりその事業を拘束することのないようにこれを禁じているのである(第十三條)。社会教育関係團体がいわゆる官製團体の域を脱して、眞に團体員の、團体員自身による、團体員のための團体となることを念願するのである。

第三章は社会教育委員であるが、都道府縣および市町村に社会教育委員を置くことができることとし、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する機関とするのである。いわゆる世の木たくをもって任ぜられる人たちの意見を十分行政面に反映させようとするのである。公民館を設置する市町村にあっては、公民館運営審議会の委員をもって社会教育委員にあてることができるとされているが、(第十六條)これは市町村にあっては、公民館運営審議会の委員の活動が社会教育委員の活動を実質的にみたす実情にあるためである。社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定めることになっているが、さらに委員がその職務を行うために要する費用を当該地方公共團体が弁償することにして、その額並びに支給方法も同じく條例事項にしてある(第十八、十九條)。このようにすべて條例事項にしてあるのは、地方の実情に即した設置、運営を期するためである。

第四章は公民館であるが、公民館は市町村その他一定区

域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行って住民の教養の向上等に資することを目的とするのである(第二十條)。その設置主体は、市町村または民法第三十四條による法人であるが、類似する施設はだれでも設置することができるとして奨励の態度を取っているのである(第二十一、四十二條)。公民館に館長その他必要な職員が置かれるにもかゝわらず、さらに公民館運営審議会を置くのは、公民館の運営に住民の意見なり、要望が十分に反映しうるようにするためである。なお経理の面では、公民館ができるだけ自主的に運営されることを望むため公民館のために、特別基本財産および特別会計を設けることができるとされたのである。市町村の設置する公民館に対しては、國庫より財政的な補助その他の援助を行うことになったが(第三十五條)、現に全國に五千近く設置せられた公民館については、二十四年度には約二千万円の予算的援助を行うことになっていて、補助金は計上されていないが、本法の施行によってさらに厚い補助または援助が行われることになるであろう。なお補助金が與えられる時は、公民館を設置した市町村が前年度に公民館の職員に要した経費、その基本的事業に要した経費、その図書その他の教養設備に要した経費の精算額を基準として配布するのである(第三十六條)。都道府縣も財政の許す範囲内において公民館を設置する市町村に補助その他必要な援助をすることとなるのは当然であって第三十七條はこれを暗示した規定である。公民館に対しては、文部大臣および都道府縣の教育委員会は、その求めに應じて必要な指導および助言をすることができるが(第三十九條)、更に公民館がその本質に反して営利的事業や政党的、宗派的行爲に走る時は、都道府縣の教育委員会が停止命令をだすのであり(第四十條)、その停止命令にも違反する時は、やむを得ず第四十一條により罰則が課せられるのである。公民館は市町村における総合的な社会教育施設であって、公民館運動の進展の度合は、社会振興の重要なバロメーターと云いうるであろう。

第五章は学校施設の利用であるが、こゝではいわゆる官公立の学校のみをとりあげ、これら官公立の学校の公共性を明らかにして、住民の社会教育的利用に十分供しようとするわけである。学校が狭義の学校教育のための施設に止まることなく、さらに廣義の教育施設として十分利用されることが、公民館もまだ不十分な現在、絶対不可欠なことがらである。第四十八條で社会教育の講座として、文化講座、專門講座、夏期講座、社会学級講座をあげているが、今後これら各種の講座が活発に行われて、國民に多くの利便を與え得るであろう。

第六章は通信教育であるが、こゝで規定しているのは、学校の卒業資格を伴わない社会教育的な通信教育であって、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基いて設問解答、添削指導、質疑應答等を行う教育である(第四十九、五十條)。文部大臣は、学校または民法第三十四條の規定による法人の行う通信教育で、その内容等が社会教育上奨励すべきものについて認定を與えて(第五十一條)、認定を與えた通信教育に対しては教材のあっ旋、郵便料金の特別取扱等の便宜を與えて奨励するのである。なお文部省に通信教育審議会をおいて、文部大臣が認定を與えようとするときは、その諮問を経るのである(第五十一條第三項、五十三條)。

社会教育法の内容の大略は以上であるが、この法律によって、社会教育行政の範囲がほゞ明確となり、社会教育行政の民主的な確立への第一石が投ぜられたといい得ないであろうか。第三條に「自ら実際生活に即する文化的教養」、第二十條に、「生活文化の振興」という文字を見いだしうるが、社会教育の今後のあり方が、生活と結びついた、生活の要請にこたえるものであらねばならないことが十分暗示せられているといいうるであろう。

社会教育はこゝにはじめて法的根拠を持ったけれども、この法律を裏づける予算的措置ははなはだ不十分であり、社会教育財政確立への努力が非常な決意をもてなされねばならない。さらに都道府縣および市町村については、この法律を運用してゆく、社会教育專任係官の定員ないし配置がはなはだ不十分であって、その研修方法とともに解決しなければならない重大な課題である。

なお、この法律自体の中に残された問題として、社会教育関係團体の客観的認定の基準を具体的にすること、一般行政と社会教育行政の関連を合理的にするために、常置的な機関を必要としないかということ、社会教育委員に実踐的性格を與える必要がないかということ、部落公民館をどのように取り扱ってゆくかということ等重大な課題が存するのである。社会教育振興の文字どおり一里づかであるこの法律が十分生命ある法律となることを心から祈りながら筆をとめる。(昭和二四・七・一八)(社會教育局社會教育課文部事務官)

×

×

×

不就学の理由別学齢児童及び齢学生徒の図表

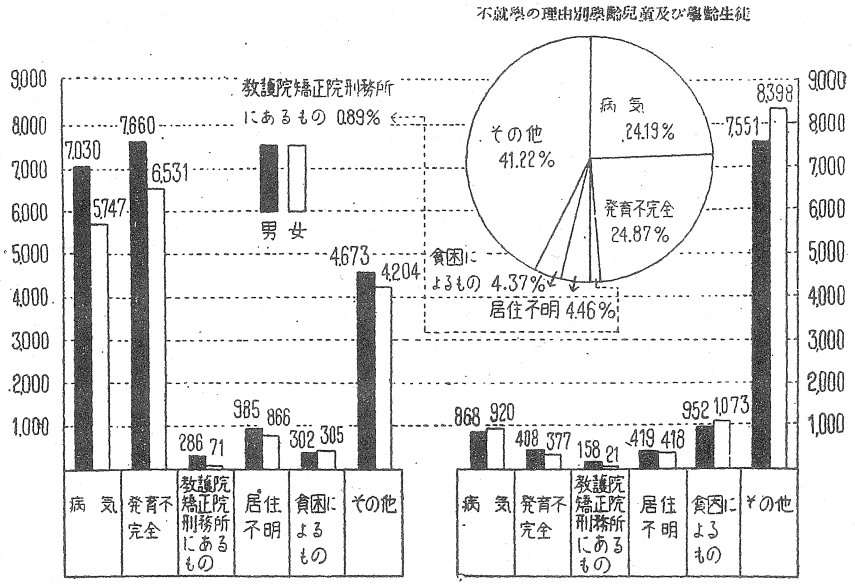

文部省「文部統計速報」No. 25. 指定統計第 13 號學校基本調査「學齢兒童及び學齢生徒の就學狀況」（昭和 23・5・31 現在）から。

編 集 後 記

○激動の渦中にある学生の問題は、もちろん学生だけにまかせてはおけない問題であるとは思いますが、学生といわれる青年の年齢はその結果はともかく、自主的に批判し行動しようとする時期であるだけになかなか問題が多いものと思います。起りつゝある諸問題が「教育的」に解決されることが何よりも大切なポイントであると思います。

○社会教育法という法律が日本にはじめてできて、これが実施されることになりましたが、立法の「精神」が運営の「実際」において具体化されるべき面の多いこの法律でさだめられた内容が、健全に成長することをわが國の將來のためにいのってやみません。

○具体的の問題の一つとして図書館員養成について雨宮氏に一文をお願いいたしました。

○前号に掲載するはずであった「文部省設置法」を巻末に掲載しました。教育史上の画期的変動が、他の教育関係の法規とともに、かくして続々と成文化されてゆくことを深く記念したいと思います。

○文部省の一セクションではおそらくその内容はあつかいきれないだろうと思われるのは技術教育だけではないと思いますが、とくにこの問題は具体的にその成果が日本の將來にかゝわる問題だけにこの問題について識者の関心の高まることが現在においてはとくに必要なことだと思います。（U）

文部時報
9月号（第864号）
増大号特価 35円
誌代一箇年300円
送料 〃 36円
計336円
たゞし増大號の場合は別に代金を申しうけます。なお御申込みは直接發行所にお願いいたします。店頭賣はいたしておりません。

昭和10年10月3日第三種郵便物認可（毎月一回10日發行）
昭和24年9月7日印刷・昭和24年9月10日發行
編集者 東京都千代田區靈ケ關3の4 文部省調査普及局
發行者 東京都中央區銀座西7の1 大谷保
印刷者 東京都立川市曙町3の55 行政学会印刷所 代表者 藤本外次
發行所 東京都中央區銀座西7の1 帝國地方行政学会
電話銀座660—663 振替口座東京13番